

| | |
|------|----------------|
| 策定年月 | 平成 7 年 3 月 |
| 変更年月 | 平成 1 4 年 1 2 月 |
| 変更年月 | 平成 1 8 年 7 月 |
| 変更年月 | 平成 2 2 年 6 月 |
| 変更年月 | 平成 2 6 年 9 月 |
| 変更年月 | 平成 2 8 年 1 2 月 |
| 変更年月 | 令和 4 年 2 月 |
| 変更年月 | 令和 5 年 9 月 |

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和 5 年 9 月

鴻 巣 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 鴻巣市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、市内の農業地の大半が水陸田であることから、本市の農業は米麦を主体とした土地利用型農業経営を中心に首都 50 km圏内という地理的条件を活用した花き、果樹、施設野菜等集約型農業が盛んである。

今後、都市近郊型農業として、花き等の集約型農業については、広域的・安定的な市場の確保や、付加価値の向上等により「産地」として地域間競争に耐えうる生産組織の強化育成を図りつつ、「花のまち鴻巣」としてのPRを推し進める。また、土地利用型農業者との農用地の貸借等により、営農意欲の高い耕種農家への農用地の利用集積を図り、経営指導等これら農業者の体質強化を図ることによって、地域複合としての農業発展をめざす。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2. 鴻巣市の農業構造については、首都圏に位置するため都市化が進み、恒常的勤務による兼業農家が多く、そういった状況下において現在の主たる農業従事者の高齢化や若者の農業離れによる担い手不足が深刻化している。

また、こうした中で、農用地の資産的保有傾向が強く、副業的農家から規模拡大指向農家への農用地の権利移動は顕著を見ないまま推移してきたが、農業の経営形態が、大規模専業化と兼業化の2分化傾向にあり、今後、規模拡大を指向する農家への利用権設定を中心に農用地の権利移動が進む可能性が高まっている。

一方、市内一部の地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農用地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3. 鴻巣市はこのような地域の農業構造の現状及び見通しの下に、農業が職業として、選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営指標は鴻巣市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の年間農業所得（主たる従事者1人あたり560万円程度）、年間労働時間（主たる従事者1人あたり1800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が鴻巣市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4. 鴻巣市は、将来の鴻巣市の農業を担う若い農業経営者の意向その他農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は、農業に関する団体が地域の農業の振興を図るため

に自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、鴻巣市は、埼玉県さいたま農林振興センター（以下さいたま農林振興センターという）、農業協同組合等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、鴻巣市担い手育成協議会を設置し、集団段階または地域における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするために徹底した話し合いを促進する。更に望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの農家に対して上記の鴻巣市担い手育成協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の主体的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元化把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農用地の権利移動に関しては、既に鴻巣市内のいくつかの営農集団等で行われている集団的土地利用を範としつつ、地域計画の作成・更新を通じた地域の話し合い等により、集団化、連坦化した条件で担い手に農用地の集積や集約を図る。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、公益社団法人埼玉県農林公社と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営発展を助長するため、さいたま農林振興センターの指導の下に既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるもので

あると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請等の推進を通じ、女性の農業経営への積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等の間で補助労働力の提供による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれらの認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業等の実施にあたっては、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5. 鴻巣市は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協単位の研修会の開催等をさいたま農林振興センター等の協力を受けて行う。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

鴻巣市の令和4年度の新規就農者は11人である。

本市農業の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、鴻巣市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する青年農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や埼玉県が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標330人を踏まえ、鴻巣市においては年間8人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で10法人に増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

鴻巣市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた鴻巣市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農用地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面についてはさいたま農林振興センター、農業協同組合の生産組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 鴻巣地域

従来からの基幹作物である米・麦・花き・果樹・野菜等を栽培する鴻巣地域において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入れを重点的に進め、さいたま農業協同組合、各種生産組合等と連携し、栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるように推進する。

イ 吹上地域

鴻巣地域と同様に基幹作物である米・麦を中心とした農業経営からさいたま農業協同組合、各種生産組合等と連携し、栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であ

っても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるように推進する。

ウ 川里地域

鴻巣地域、吹上地域と同様に基幹作物である米・麦・花き・野菜等を中心とした栽培から、畜産農家もあり、さいたま農林振興センター、埼玉県農業技術研究センター、埼玉県農業大学校、ほくさい農業協同組合と連携し、新技術の導入を取り入れ近代的営農が可能になるよう環境を整え、新規就農施策を重点的に推進する地域として進めていく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に鴻巣市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

(農業経営の指標)

| 営農 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|----------|--|---|---|---|
| 主穀 単一 | <p>〈基幹作目〉</p> <p>水稻 12 ㍉</p> <p>大豆 3 ㍉</p> <p>小麦 12 ㍉</p> <p>大麦 3 ㍉</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>15 ㍉</p> | <p>資本装備)</p> <p>作業場兼車庫 100 m²</p> <p>トラクタ 2 台</p> <p>田植機 1 台</p> <p>コンバイン 1 台</p> <p>農用自動車 2 台</p> <p>高速施肥田植機 乗用型 1 台</p> <p>ドリルシーダー</p> <p>パソコン 1 式</p> <p>〈経営条件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一経営者との組作業により作業効率を向上 ・農用地利用集積事業による面的集積 ・農地情報システムを活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・市況予測、販売、経営管理にパソコンを活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による荷重労働の防止 |

| 営農 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|----------|---|---|---|---|
| 主穀 複合 | <p>〈基幹作目〉</p> <p>水稲 7 ㍎</p> <p>小麦 3 ㍎</p> <p>苗物</p> <p>パソジ 10 ㍎</p> <p>ベゴニア 10 ㍎</p> <p>マリゴ 20 ㍎</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>水稲 7 ㍎</p> <p>ビニールハウス 1,000 m²</p> <p>路地 1,000 m²</p> | <p>〈資本装備〉</p> <p>ビニールハウス 1,000 m²</p> <p>作業場兼車庫 120 m²</p> <p>トラクタ</p> <p>田植機</p> <p>コンバイン</p> <p>トラック</p> <p>〈経営条件〉</p> <p>・主穀部門の協業化</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・市況予測、販売、経営管理にパソコンを活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による荷重労働の防止 |

| 営農 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|------------|---|---|---|---|
| キュウリ 複合 | 〈基幹作目〉 きゅうり 促成 3,000 m ² 抑制 3,000 m ² 水稲 7 畝 〈経営規模〉 7.3 畝 | 〈資本装備〉 ビニール温室 2 棟 3,000 m ² 作業場兼車庫 120 m ² 自動カーテン装置 炭酸ガス発生機 温風暖房機 かん水施設 田植機 コンバイン トラック 〈経営条件〉 ・主穀部門の協業化 | <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・市況予測、販売、経営管理にパソコンを活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による荷重労働の防止 |

| 営農 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|----------|---|--|---|--|
| なし 複合 | <p>〈基幹作目〉</p> <p>なし 1 ㌥</p> <p>幸水 50 ㌥</p> <p>ハウス 10 ㌥</p> <p>路地 40 ㌥</p> <p>豊水 30 ㌥</p> <p>新高 20 ㌥</p> <p>水稻 3 ㌥</p> <p>〈経営規模〉 4 ㌥</p> | <p>〈資本装備〉</p> <p>作業場兼車庫 1 棟 120 m²</p> <p>果樹棚鉄線鋼管パイ プ支持</p> <p>硬化フィルム鉄鋼 ハウス 1,000 m²</p> <p>スポーツスプレーヤ 500 ㌥</p> <p>草刈機</p> <p>選果機</p> <p>多目的防災網施設</p> <p>トラクタ</p> <p>自脱型コンバイン</p> <p>田植機</p> <p>〈経営条件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> なしの棚施設は防 鳥、防雹を兼ねた多 目的防災網施設 なし園はかん水施設 整備 水田は 30～50 ㌥区 画 水稻は営農集団との 組作業 | <ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の 実施により経営 と家計の分離を 図る 青色申告の実施 市況予測、販売、 経営管理にパソ コンを活用 | <ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 |

| 営農 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|----------|---|--|---|--|
| 鉢物 経営 | <p>〈基幹作目〉</p> <ul style="list-style-type: none"> サイリア メロイテス リーガスベゴニア ミニカーネーション ゼラニウム シクラメン ポインセチア ファレノプシス <p>〈経営規模〉</p> <p>ビニールハウス 3,000 m²</p> <p>畑 0.3 ㌧</p> | <p>〈資本装備〉</p> <p>ガラス温室 4 棟 2,000 m²</p> <p>ビニールハウス 2 棟 1,000 m²</p> <p>作業場兼車庫 1 棟</p> <p>底面給水装置</p> <p>温風暖房装置</p> <p>用土混合機</p> <p>トラクタ</p> <p>トラック 2t</p> <p>堆肥舎 1 棟</p> <p>ポットイングマシン</p> <p>〈経営条件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の面的集積 ・施設は複合環境制御 ・施設鉢物は底面水栽培 ・山上げ等による生産、出荷調整、品質管理 ・パソコン等による市場情報管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・市況予測、販売、経営管理にパソコンを活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・従業員の雇用 |

| 営農 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|----------|--|---|---|---|
| なし 単一 | <p>〈基幹作目〉</p> <p>なし 1.2 畝 幸水 60 畝 〔ハウス 40 畝 路地 20 畝〕 豊水 40 畝 新高 20 畝</p> <p>〈経営規模〉 1.2 畝</p> | <p>〈資本装備〉</p> <p>スプレッドスプレー テイラー 草刈機 トラック 選果機 作業場兼車庫 120 m² 貯水槽 多目的網施設 100 畝 ハウス 50 畝 温風暖房装置 5 台 燃料タンク 3 基 スプリンクラー 一式</p> <p>〈経営条件〉</p> <p>・ 棚施設は防鳥、防雹 等を兼ねた多目的防 災網施設</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳の 実施により経営 と家計の分離を 図る ・ 青色申告の実施 ・ 庭先販売による 産地直売 ・ 市況予測、販売、 経営管理にパソ コンを活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入 ・ 労働のピーク時 は雇用労働力を 積極的に活用す る |

| 営農 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|---------------|---|---|---|---|
| 水耕 みつ ば | <p>〈基幹作目〉 みつば 3,000 m²</p> <p>〈経営規模〉 ビニールハウス 3,000 m²</p> | <p>〈資本装備〉 作業場兼車庫 1棟 200 m² トラック 2t 1台 ビニールハウス 2棟 3,000 m² 複合環境制御装置 全自動養液循環装置 温風暖房機 予冷庫</p> <p>〈経営条件〉 ・年9作の周年栽培 ・施設は複合環境制御 ・養液管理は全自動化 ・パソコンの活用</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・市況予測、販売、経営管理にパソコンを活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による荷重労働の防止 |

| 営農 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|----------|--|---|---|---------------------------------------|
| 植木 複合 | 〈基幹作目〉 ツバキ 10 畝 ツツジ 10 畝 ベニカナメ 10 畝 ハナミズキ 10 畝 ケヤキ 10 畝 マキ 10 畝 ドウダンツツジ 10 畝 マツ 10 畝 モッコク 10 畝 水稲 4 畝 ビール麦 4 畝 〈経営規模〉 水田 4 畝 畑 2 畝 | 〈資本装備〉 作業場兼車庫 1 棟 200 m ² トラクタ 30ps 級 2 台 施肥田植機乗用型 4 条 1 台 ドリルシーダー 4 条 1 台 自脱型コンバイン 4 条 グレタン付 1 台 動力噴霧器搭載型 300 リットル 1 台 ブームスプレイヤー 500 リットル 1 台 ダンプトラック 2t 1 台 ミスト温室 1 棟 100 m ² ビニールハウス 1 棟 1,000 m ² ホットテイングマシン | ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・市況予測、販売、経営管理にパソコンを活用 | ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による荷重労働の防止 |
| | | 〈経営条件〉 ・基盤整備された 1 区画 30 畝の汎用水田で団地化 ・同一経営者と組作業で作業効率の向上 ・乾燥調整出荷には農協ライスセンターを利用 ・土地の面的集積 ・施設は複合環境制御装置 ・施肥かん水は自動装置 ・パソコンの活用 | | |

| 営農 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|----------|---|---|--|---|
| 養豚 複合 | <p>〈基幹作目〉</p> <p>肉豚 1,100 頭</p> <p>水稲 2 ㍓</p> <p>小麦 2 ㍓</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>繁殖豚 50 頭</p> <p>肉豚 500 頭</p> <p>水田 2 ㍓</p> | <p>〈資本装備〉</p> <p>作業場兼車庫 1 棟 300 m²</p> <p>トラクタ 30ps 級 2 台</p> <p>施肥田植機乗用型 4 条 1 台</p> <p>ドリルシーダー 4 条 1 台</p> <p>自脱型コンバイン 4 条 グレンタンク付 1 台</p> <p>動力噴霧器搭載型 300 リットル 1 台</p> <p>ブームスプレイヤー 500 リットル 1 台</p> <p>ダンプトラック 2t 1 台</p> <p>肥育豚舎 2 棟 1,500 m²</p> <p>飼料タンク 5 基</p> <p>堆肥舎 1 棟 300 m²</p> <p>〈経営条件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤整備された 1 区画 30 ㍓の汎用水田で団地化 ・ 同一経営者と組作業で作業効率の向上 ・ 乾燥調整出荷には農協ライスセンターを利用 ・ 土地の面的集積 ・ 農業情報システムを活用 ・ パソコンの活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・ 青色申告の実施 ・ 市況予測、販売、経営管理にパソコンを活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用者の確保による荷重労働の防止 |

| 営農 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|----------|--|---|--|---|
| 鉢物 複合 | <p>〈基幹作目〉</p> <p>ツバキ 10 畝 ツツジ 10 畝 ベニカナメ 10 畝 ハナミズキ 10 畝 ケヤキ 10 畝 マキ 10 畝 ドウダンツツジ 10 畝 マツ 10 畝 モッコク 10 畝 水稻 4 畝 ビール麦 4 畝</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>水田 4 畝 畑 2 畝</p> | <p>〈資本装備〉</p> <p>作業場兼車庫 1 棟 200 m² トラクタ 30ps 級 2 台 施肥田植機乗用型 4 条 1 台 ドリルシーダー 4 条 1 台 自脱型コンバイン 4 条 グレンタンク付 1 台 動力噴霧器搭載型 300 リットル 1 台 ブームスプレーヤー 500 リットル 1 台 ダンプトラック 2t 1 台 ミスト温室 1 棟 100 m² ビニールハウス 1 棟 1,000 m² ポットティングマシン</p> <p>〈経営条件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤整備された 1 区画 30 畝の汎用水田で団地化 ・ 同一経営者と組作業で作業効率の向上 ・ 乾燥調整出荷には農協ライスセンターを利用 ・ 土地の面的集積 ・ 施設は複合環境制御装置 ・ 施肥かん水は自動装置 ・ パソコンの活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・ 青色申告の実施 ・ 市況予測、販売、経営管理にパソコンを活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用者の確保による荷重労働の防止 |

| 営農 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|----------|---|---|--|---|
| バラ 複合 | <p>〈基幹作目〉</p> <p>バラ 2,000 m²</p> <p>内訳</p> <p>土耕栽培 2,000 m²</p> <p>養液栽培 1,000 m²</p> <p>水稲 2 畝</p> <p>小麦 2 畝</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>アクリルハウス 3,000 m²</p> <p>水田 2 畝</p> <p>畑 0.2 畝</p> | <p>〈資本装備〉</p> <p>作業場兼車庫 1 棟 200 m²</p> <p>トラクタ 30ps 級 2 台</p> <p>施肥田植機乗用型 4 条 1 台</p> <p>ドリルソーダ 4 条 1 台</p> <p>自脱型コンバイン 4 条 グレンタック付 1 台</p> <p>動力噴霧器搭載型 300 ㍓ 1 台</p> <p>ブームスプレーヤー 500 ㍓ 1 台</p> <p>ダンプトラック 2t 1 台</p> <p>アクリルハウス 2 棟 3,000 m²</p> <p>底面給水装置</p> <p>温風暖房装置</p> <p>冷蔵庫</p> <p>〈経営条件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤整備された 1 区画 30 ㍓の汎用水田で団地化 ・ 同一経営者と組作業で作業効率の向上 ・ 乾燥調整出荷には農協ライスセンターを利用 ・ 土地の面的集積 ・ 農業情報システムを活用 ・ 施設は複合環境制御装置 ・ 施肥かん水は自動装置 ・ パソコンの活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・ 青色申告の実施 ・ 市況予測、販売、経営管理にパソコンを活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用者の確保による荷重労働の防止 |

【組織経営体】

(農業経営の指標)

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|------|--|--|---|---|
| 主穀単一 | <p>〈基幹作目〉</p> <p>水稻 20 ㍏ <small>ヘクタール</small></p> <p>小麦 25 ㍏ <small>ヘクタール</small></p> <p>大麦 10 ㍏ <small>ヘクタール</small></p> <p>ブロッコリー 3 ㍏ <small>ヘクタール</small></p> <p>〈経営規模〉</p> <p>38 ㍏ <small>ヘクタール</small></p> | <p>〈資本装備〉</p> <p>※大型機械化一貫体系</p> <p>トラクタ 2 台</p> <p>田植機</p> <p>ドリルシーダー 生産</p> <p>運搬機 質管</p> <p>育苗ハウス 1 棟</p> <p>作業所</p> <p>移植機</p> <p>パソコン</p> <p>コンバイン</p> <p>〈経営条件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米麦2毛作体系 ・ほ場は1区画30～100 ㍏ ・パソコンによる農地情報管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・組織経営体の法人化 ・農閑期を利用して、園芸作物や路地野菜を作付け | <ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保 ・労災保険の加入 ・主たる従事者＝2名 |

| 営農 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の 態様等 |
|-----------|--|--|--|--------------------------|
| わがよ 養殖 | 〈作付面積等〉 小赤生産=0.3ヘクタール 更紗和金魚= 0年魚 0.2ヘクタール 1年魚 0.1ヘクタール 琉金類= 0年魚 0.2ヘクタール 1年魚 0.2ヘクタール 〈経営規模〉 養殖池 1.0ヘクタール | 〈資本装備〉 ・養殖池 2.5a×16面 計40a ・養殖池 5.0a×12面 計60a ・井戸、給水設備 ・出荷選別用ビニールハウス鉄骨 1棟 ・作業室兼調餌、飼料庫 1棟 ・バッキ用ポンプ 28台 ・調餌用回転釜、攪拌機 1台等 〈その他〉 ・8～10品種の複合養殖 ・種苗の自家生産による一貫生産選抜飼育 ・計画的な周年出荷 | ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 |

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6の(2)に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

第4 第2、第3で掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

鴻巣市の主要作物である米・麦・花き・果樹等の農畜産物を安定的に生産し、鴻巣市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、さいたま農林振興センター、埼玉県農業経営・就農支援センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得に関する支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、休日制等の導入に取り組む。

加えて、農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、研修の実施等の支援を行う。

2. 鴻巣市が主体的に行う取組み

鴻巣市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、さいたま農林振興センター、農業協同組合や農業委員会等の関係機関・団体と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けたフォローアップを行う。また、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する認定新規就農者制度及び国等の支援の活用を働きかける。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3. 関係機関との連携・役割分担の考え方

鴻巣市は、埼玉県農業経営・就農支援センター、さいたま農林振興センター、農業協同組合や農業委員会等の関係機関と連携しつつ、全体的な管理・推進を行いながら、就

農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

①支援センターは、埼玉県農業支援課、さいたま農林振興センター、鴻巣市及び伴走機関（農業系団体、商工系団体）等との緊密な連携をとった支援体制を構築し、就農相談や農業法人等からの求人情報の収集及び提供、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への情報提供、公益社団法人埼玉県農林公社が実施する青年農業者確保育成活動等を推進する。

②鴻巣市は、就農等希望者の受入れについて、明日の農業担い手育成塾など市町村の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の情報提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。

③農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

4. 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

鴻巣市は、明日の農業担い手育成塾や農業協同組合などと連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、埼玉県農業経営・就農支援センター及びさいたま農林振興センターに情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関・団体と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、区域内において後継者がいない場合は、埼玉県農業経営・就農支援センター及びさいたま農林振興センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

なお、農用地の利用集積にあたっては、より効率的かつ安定的な営農を可能にするため、農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業等を活用し、面的なまとまりとなるよう努める。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標 | 備 考 |
| 50% | |

○ 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

鴻巣市の農業は米麦を主体とした土地利用型農業を中心に、首都圏50キロ圏内という立地条件を活用した花き、果樹、施設野菜等集約型農業が盛んであるが、農業従事者の高齢化や若者の農業離れによる担い手不足が深刻化してきている。また、農用地の資産的保有傾向が強く、副業的農家から規模拡大志向農家への農用地の流動は顕著を見ないまま推移してきたが、農業の経営形態が大規模専業化と兼業化の2分化傾向にあり、今後、規模拡大を志向する農家への利用権設定を中心に農地の権利移動が進む可能性が高まっている。

(2) 今後の利用等の見通し及び将来の農用地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため、担い手の育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため施策・事業の実施を図っていく。

特に、地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理事業を軸としながら、埼玉県、鴻巣市、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図るよう努める。

なお、担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図るよう努める。

(3) 関係団体等との連携体制

鴻巣市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、農業委員会等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

鴻巣市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、鴻巣市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

鴻巣市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業等
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

鴻巣市は地域の中心的な経営体に対して農業法人の設立についての啓発に務め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 法第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業

(1) 地域計画推進事業

鴻巣市は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下、「地域計画」という。）を定め、その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。

(2) 協議の場の設置方法等

- ① 協議の場の開催時期・参加者・相談窓口等

地域計画の協議の場の開催については、農業者、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、農業委員会、鴻巣市、その他の関係者の幅広い参画を図るため、原則、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における主要作物である米の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、農業関係の集まりを積極的に活用し、広く周知する。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

② 協議すべき事項

ア 地域計画の区域

イ アの区域における農業の将来のあり方

ウ イのあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

エ 農業者その他のアの区域の関係者がウの目標を達成するために必要な農用地の利用関係の改善その他必要な措置

なお、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

③地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

④その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

鴻巣市は、地域計画の策定にあたって、埼玉県、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、農業委員会等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2. 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

鴻巣市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ. 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ. 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ. その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を鴻巣市に提出して、農用地利用規程について鴻巣市の認定を受けることができる。
- ② 鴻巣市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは法第23条第1項の認定をする。
 - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ. 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - オ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程

で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 鴻巣市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を鴻巣市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると認められること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当する者に限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び所在地
 - イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標
 - ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定に関する事項
 - エ. 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 鴻巣市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規定について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規定の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用集積をするものであること。
 - イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について、利用権の設定等を受けること、又は特定農業法人が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体

が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の規定に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人を含む。）に利用権の設定等を行うよう推奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導及び助言

- ① 鴻巣市は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。
- ② 鴻巣市は、（5）の①に規定する団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3. 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業等

（1）農作業の受委託の促進

鴻巣市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア. 農業協同組合のその他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の組織的な促進措置との連携の強化
- オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は、委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに務めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業の受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組み

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

鴻巣市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施設との連携

鴻巣市は、1から5までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施設との連携に配慮するものとする。

ア. 鴻巣市は、農業生産基盤整備の促進を通じて農用地の有効活用を進めるとともに、カントリーエレベーター等の農業近代化施設の利用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指すものが経営安定を図っていく上での条件整備を図る。

イ. 鴻巣市は、水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に転作を契機とした地域の土地利用の見直しや地域計画の策定を通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の安定に資するよう努める。

ウ. 鴻巣市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

①事業推進体制等

鴻巣市は、さいたま農林振興センター、農業協同組合、農地中間管理機構、農用地利用改善団体、土地改良区、農業委員会、鴻巣市担い手育成協議会、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を協力で推進する。

②農業委員会等の協力

農業協同組合、農地中間管理機構及び土地改良区、農業委員会は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、鴻巣市担い手育成協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、鴻巣市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、平成 7年 3月31日から施行する。
1. この基本構想は、平成14年12月19日から施行する。
1. この基本構想は、平成18年 7月 1日から施行する。
1. この基本構想は、平成22年 6月 9日から施行する。
1. この基本構想は、平成26年 9月26日から施行する。
1. この基本構想は、平成28年12月 9日から施行する。
1. この基本構想は、令和 4年 2月21日から施行する。
1. この基本構想は、令和 5年 9月29日から施行する。

経過措置期間中は、農用地利用集積計画の規定はなお従前のとおり。